「（法第二十七条第一項に規定する買換資産を含む。）」を削り、「譲渡年度以後の年度においてこれら」を「当該譲渡事業年度以後の各事業年度において当該各号の上欄に掲げる資産」に改め、「並びに法第二十八条第一項の特別勘定の金額及び同条第三項に規定する期中特別勘定の金額」を削り、「法第二十条第四項又は第二十八条第五項」を「同条第四項」に、「よりこれらの規定」を「より同項」に、「譲渡年度に」を「譲渡事業年度に」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「又は第二十八条第五項」を削り、「有するこれらの規定」を「有する同条第四項」に、「（当該当初の引継ぎを受けた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において法第二十条第七項」を「において同条第七項」に改め、「（当該当初の引継ぎを受けた事業年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第二十八条第八項及び第九項の規定）」及び「（法第二十七条第一項に規定する買換資産を含む。）」を削り、「によりこれらの規定」を「により同項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「（法第二十七条から第二十九条までの規定を含む。）」を削り、同項の表中

「又は第六十八条の七十一第五項	若しくは第六十八条の七十一第五項
又は現物出資法人	若しくは現物出資法人
政令で定める場合	政令で定める場合又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第二十条第四項の規定により震災特例法第二十条第四項に規定する合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人が当該土地等の譲渡をした場合において、適格分割若しくは適格合併により当該合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人若しくは同条第三項に規定する期中特別勘定の金額若しくは震災特例法第二十八条第一項に規定する期中特別勘定の金額若しくは同条第二十九条第一項の特別勘定の金額を含む。」	若しくは現物出資法人
政令で定める場合	政令で定める場合又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第二十条第四項の規定により震災特例法第二十条第四項に規定する合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人が当該土地等の譲渡をした場合において、適格合併により当該合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人から同条第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二十九条第一項の特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合

を

「又は現物出資法人	若しくは現物出資法人
政令で定める場合	政令で定める場合又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第二十条第四項の規定により震災特例法第二十条第四項に規定する合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人が当該土地等の譲渡をした場合において、適格合併により当該合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人から同条第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二十九条第一項の特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合

に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項を同条第三十九項とし、同条第三十一項の表法人税法施行令第十四条の八第四号の項を削り、同表法人税法施行令第百二十三条の八第九項第四号の項中「第百二十三条の八第九項第四号」を「第百二十三条の八第六項第五号」に、「震災特例法」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）」に改め、同表法人税法施行令第百二十三条の八第十一項第二号の項を次のように改める。

「震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第二十条第四項の規定により同項に規定する合併法人、分割承継法人若しくは適格合併により当該合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人から同条第一項の特別勘定の金額	若しくは

第十九条第四十一項を同条第四十項とする。

第二十一条を削る。

第二十条の二中「第二十二条の二」を「第二十三条」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十一条の二を削る。

第二十二条から第二十五条までを次のように改める。

第二十二条から第二十五条まで　削除

第二十五条の二を削る。

第二十六条中「あり、及び法第二十六条第一項中「割合（当該連結親法人又はその連結子法人が、租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同法第四十二条の四第八項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）」と」を削る。

（所得税法施行令の一部改正）

第五条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の見出し中「又は連結個別資本金等の額」を削り、同条第二項第一号中「又は連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。第五項において同じ。）」及び「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額（以下この項において「連結個別資本金等の額」という。）」を削り、同項第二号中「又は連結個別資本金等の額」を削り、同号イ中「又は第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する期間についてこれらの規定」を「に規定する期間（同法第二条第十二号の七に規定する通算子法人にあっては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間。イにおいて同じ。）について同条第一項各号」に改め、「又は同条第三十一号の二に規定する連結中間申告書」、「又は同条第三十二号に規定する連結確定申告書」及び「又は連結中間申告書」を削り、「係るこれらの規定」を「係る同項」に改め、「若しくは連結個別資本金等の額」を削り、「若しくは同条第十八号の三に規定する連結個別利益積立金額（法人税法施行令第九条第一項第一号若しくは」を「法人税法施行令第九条第一号及び」に改め、「又は第九条の二第一項第一号若しくは第四号（連結利益積立金額）」を削り、同項第三号中「又は連結個別資本金等の額」を削り、同項第四号中「又は連結個別資本金等の額（以下この号において「直前資本金額等」という。）」を削り、「直前資本金額等が」を「当該直前の資本金等の額が」に改め、同項第五号中「分配対応資本金額」を「分配対応資本金額等」に改め、「（以下この号において「直前資本金額」という。）」を削り、「直前資本金額が」を「当該直前の資本金等の額が」に改め、同号イ中「第九条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に改め、同項第六号イ中「又は連結個別資本金等の額」を削り、同条第五項中「又は連結事業年度」を削る。